

丸亀市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち通所介護相当のサービスの事業（以下「通所介護相当サービス事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。

(2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定拒否)

第3条 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、丸亀市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないことができる。

(通所介護相当サービス事業の一般原則)

第4条 通所介護相当サービス事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、通所介護相当サービス事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第5条 通所介護相当サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第6条 事業者が当該通所介護相当サービス事業を行う事業所ごとに置くべき従事者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所型サービスの提供日ごとに、通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該事業の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該事業を提供している時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 通所型サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービス事業の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所型サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に介護職員（専ら通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（整備法第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項に規定する指定通所介護予防事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は通所型サービスと指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における

通所型サービス及び指定通所介護の利用者又は通所型サービス及び指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該通所型サービスの利用定員（事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合は、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスの単位ごとに当該通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合は、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスでその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービス事業と旧介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第8条 事業者は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び通所型サービスの提供に必要な設備、備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービス事業と指定通所介護の事業又は通所介護相当サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第9条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第15条に規定する運営規程の概要、通所介護相当サービスの従業者の

勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第 11 条 事業者は、正当な理由なく通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第 13 条 通所介護相当サービス事業の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、通所介護相当サービス事業の従事者及び従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントの管理を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

(運営規程)

第 15 条 事業者は、次に掲げる通所介護相当サービス事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 通所介護相当サービス事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 通所介護相当サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通所介護相当サービス事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方針
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- (通所介護相当サービス事業の廃止又は休止の場合の便宜の提供)

第 16 条 事業者は、通所介護相当サービス事業の廃止又は休止を届け出たときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該通所型サービスを受けていた者で、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な通所型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントの管理を行う地域包括支援センター、他の通所介護相当サービスの事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、通所介護相当サービスの基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。